

虐待防止のための指針

東浦町立なかよし学園

虐待防止のための指針

第1条 虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は重大な人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の安全と尊厳の保持・人格の尊重を重視し、養護者に対する支援等についても施策を促進することで、利用者の権利利益の擁護に資することを目的とし、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行っていない。

1. 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
2. 利用者にいじめつな行為をすること又は利用者にいじめつな行為をさせること。
3. 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4. 利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、1 から 3 に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。
5. 保育士等の行うべき仕事を指導の一環として行わせること、1 から 4 に掲げる行為をしつけや指導と称して行うこと。

第2条 虐待防止委員会について

(1) 設置及び目的

当事業所では、事業所内における虐待防止を図るため、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の役割

ア 虐待防止のための計画づくり

イ 虐待防止のチェックとモニタリング

ウ 虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討

(3) 委員の構成

委員会の委員は以下のとおりとする。

ア 委員長は、虐待防止対応責任者（管理者）とする。

イ 虐待防止対応マネジャーは、虐待防止担当者（児童発達支援管理責任者）とする。

ウ 委員には、なかよし学園看護師、なかよし学園事務員を加える。

エ 委員には、保護者会会長、東浦町役場子育て支援課こども応援係担当者を加える。

オ 委員には、必要ある場合に、第三者委員として主任児童委員を加えることができる。

カ 委員には、その他町長が認める者を加えることができる。

(4) 委員会の開催

委員会の開催は以下のとおりとする。

ア 委員会は、定期的に（年1回以上）開催する。ただし、毎月1回の職員会の場において、虐待防止についての現状把握及び改善事項の検討を行い、虐待防止の啓発を行う。

イ 開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

（5）委員会の取組み

委員会は、上記（2）の役割を踏まえ、以下の取組みを実施する。

ア 倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

イ 虐待防止に係る研修を年1回以上行う。

ウ 事業所においてチェックリストを実施し、その結果の報告を受け、虐待が起こりやすい職場環境と、ストレス要因が高い労働条件の確認を行い、その問題点を検討し対策を講じる。

エ 利用者の支援体制の状況を踏まえながら、掲示物等のツールの作成や掲示により、虐待防止の啓発を行う。

オ 業所で発生した苦情相談および事故等で、虐待につながるような事案の報告を受けた場合、その問題点を検証し対策を講じる。

カ 虐待またはその疑い（以下「虐待等」という。）が生じた場合、行政の事実確認を踏まえて事案を検証のうえ、その発生原因等の分析および確実な再発防止策の検討および対策を講じる。

キ 上記カで再発防止策を講じた場合、後日その効果についての評価および検討を行う。

ク その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行う。

第3条 委員会の責務

（1）委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

（2）委員は、日頃より児童福祉法等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。

（3）委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場で虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

（4）委員会は、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携をとり、利用者に対して虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、これらの機関と協議し、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

第4条 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は以下のとおりとする。

（1）研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

（2）研修は原則、年1回以上行い、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実

施する。

- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

第5条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、障害者虐待防止法に規定されている通報義務に基づき、速やかに利用者の支給決定区市町村の窓口に通報したうえで、行政と連携して対応を進め、その要因の除去に努めなければならない。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処するものとする。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、東浦町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

第6条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、速やかに虐待防止担当者に報告しなければならない。虐待等が虐待防止担当者本人であった場合は、虐待防止責任者に報告する。
- (2) 虐待防止担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう、細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が虐待防止担当者の場合には、虐待防止責任者がこれを代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、東浦町や児童相談所等の外部機関に相談する。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて東浦町等に報告する。
- (7) 必要に応じ関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

第7条 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、虐待防止担当者は、寄せられた内容について虐待防止責任者に報告する。虐待防止責任者が虐待を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「第6条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

第8条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等が、いつでも本指針を閲覧することができる。また、園内HPにおいていつでも閲覧が可能な状態とする。

第9条 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

当事業所は第4条に定める研修会のほか、社会福祉協議等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附 則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この指針は、令和7年4月1日より施行する。